

木古内町強靱化計画

令和3年4月
木古内町

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
第2章	木古内町強靱化の基本的考え方	
1	木古内町強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	4
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	6
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	6
3	評価の実施手順	7
4	評価結果	7
第4章	木古内町強靱化のための施策プログラムの策定	
1	施策プログラム策定の考え方	14
2	施策推進の指標となる目標の設定	14
	【木古内町強靱化のための施策プログラム一覧】	15
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	25
2	計画の推進方法	25

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、木古内町においても、日本海及び太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、2015年3月に「北海道強靱化計画」を策定したところであり、5年が経過した2020年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

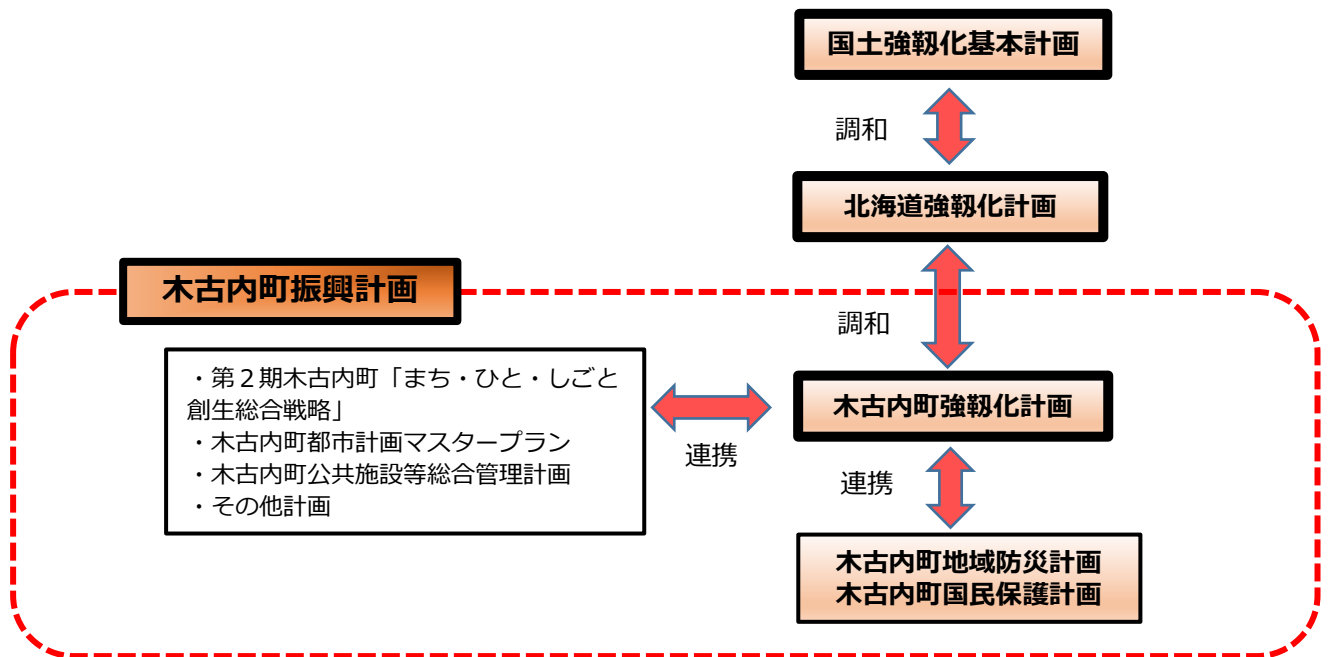
この間、木古内町においても、東日本大震災やH28豪雨災害、H30胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「木古内町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、木古内町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、木古内町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「木古内町強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、木古内町振興計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 木古内町強靱化の基本的考え方

1 木古内町強靱化の目標

木古内町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

木古内町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、木古内町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを木古内町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

木古内町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と木古内町社会経済システムを守る
- (2) 木古内町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 木古内町の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

木古内町強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「町民の生命・財産と木古内町社会経済システムを守る」という観点から、木古内町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自

然災害についても、木古内町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 木古内町における主な自然災害リスク

(1) 地震・津波

○日本海沖における海溝型地震

・後志沖地震、石狩地震、留萌沖地震、南西沖地震、日本海中部地震

○太平洋沖における海溝型地震

・胆振東部地震、日高中部地震、十勝沖・釧路沖地震、北海道東部地震
根室沖・釧路沖地震、釧路北部地震

(2) 豪雪・暴風雪

大雪・ホワイトアウトによる交通途絶

(3) 台風・大雨・暴風雨・高波

河川決壊・山地地滑り・道路破損・林道破損

2-2 町外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

○ 発生確率 …… M7クラス、30年以内に70%

(2) 南海トラフ地震

○ 発生確率 …… M8～9クラス、30年以内に70～80%程度

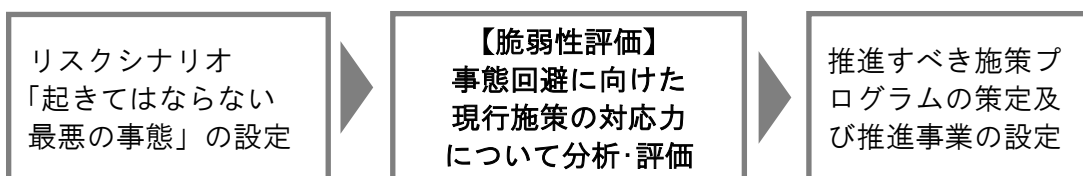
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

木古内町としても、本計画に掲げる木古内町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、木古内町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、町内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた木古内町の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など木古内町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、木古内町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 20 の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の不足

3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 耐震診断義務付け対象公共建築物の耐震化率については 100%となっているが、戸建住宅等においても国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 空き家の解体や利活用を促進する必要がある。

(避難場所の指定・整備・普及啓発)

- 指定緊急避難場所及び指定避難場所が設定されているが、指定された避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルの改正や「自助」「共助」の取組が最大限発揮できるよう促すことが必要である。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所についても、一部指定施設はあるものの、より指定を進めていく必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共施設等について施設整備を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、整備を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標】

- ・住宅の耐震化
- ・地域防災計画に基づく自主防災組織の立上げ
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- ・福祉避難所の確保
- ・避難所運営マニュアルの改定

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害警戒区域等の指定については、防災の観点から推進する必要がある。また、ハザードマップ作成などの促進や避難の実効性を高めるためのわかりやすい情報発信などを行い、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

【指標】

- ・洪水・土砂災害ハザードマップの作成・更新

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(津波避難体制の整備)

- 国・北海道より公表される津波浸水想定を踏まえ、津波ハザードマップを更新するとともに津波避難体制の見直しが必要となる。
- 津波避難計画等に基づき、海拔、津波浸水予想地域・津波襲来時間や高さの表示、避難方向や場所等を示す案内看板などの整備を促進する必要がある。

【指標】

- ・津波ハザードマップの更新
- ・津波避難の案内看板等の整備

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水ハザードマップの作成・更新）

- 洪水による新たな浸水想定を踏まえ、洪水ハザードマップの更新及び防災訓練の実施を促進する必要がある。
- 災害発生時に関係機関が連携した対応が行えるよう、水防タイムライン（防災行動計画）の改定を促進する必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 国・道の河川管理者への河川改修及び維持管理の要望が必要である。
- 町が管理する普通河川の適切な維持管理が必要である。

【指標】

- ・洪水ハザードマップの更新
- ・水防タイムラインの更新
- ・普通河川の維持管理計画更新

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 通行規制や復旧見込みの情報など、各道路管理者（国・道・町）が連携し、地域住民のほか海外からの観光客を含め、きめ細やかに提供する必要がある。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国・道・町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努める必要がある。

【指標】

- ・町道の除雪路線の維持
- ・除雪堆積箇所の維持

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、毛布や暖房器具、発電機等の備蓄整備を図り、避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標】

- ・防災備蓄計画に基づく防災備蓄品等の適正配備

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を維持する必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムをＬアラートと連動させた運用により、道及び市町村と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信連絡訓練等によりシステムの操作方法等の習熟を図る必要がある。
- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、道と町を結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新と停電時を想定した対策が必要である。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 災害時における適切な住民安否情報の収集・提供のため、町内会や自治会、自主防災組織など地域住民が相互に連携し、避難行動要支援者名簿を活用するなど、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な市町村防災行政無線のデジタル化や、防災等に資する公衆無線 LAN の整備を促進するとともに、北海道防災情報システムとＬアラート（災害情報共有システム）の連携強化、職員の操作力の向上などを行う必要がある。また、避難勧告等の住民への情報伝達に関し、予期せぬトラブルにより障害が生じる事態を想定し、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。

（高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため、避難行動要支援者名簿の作成・更新をする必要がある。
また、災害時に市町村をはじめ町内会や自治会、自主防災組織など地域住民が名簿を活用して避難が進むよう体制整備を図る必要がある。

（防災教育の推進）

- 防災教育の推進に向けては、各関係機関と連携し、災害から命を守る「自助」の意識醸成を図るため、防災訓練を始めとするあらゆる機会を活用した防災教育や啓発に取り組む必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料」等の配付や「1日防災学校」などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標】

- ・自主防災組織の結成支援
- ・防災行政無線の更新
- ・防災訓練の定期的な実施

（２） 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

（支援物資の供給等に係る連携体制の整備）

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、民間企業・団体等との間で応援協定を締結しているが、今後さらに効率的な活動を行うことができるよう協定内容の見直しを適宜行う必要がある。
- 災害時における円滑なボランティア支援を行うため、被災市町村の災害対策本部やボランティア関係者、関係機関等との情報共有が十分に図られる体制構築が必要である。

（非常用物資の備蓄促進）

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、広域での応援体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進するほか、要配慮者向け物資等の備蓄や支援物資に係る協定の重要性を周知するとともにその充実を図っていく必要がある。

【指標】

- ・防災協定の締結（民間企業・団体、行政機関）
- ・各家庭への防災備蓄に係る啓発の実施

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

（合同訓練など関係行政機関の連携体制整備）

- 防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

【指標】

- ・関係機関における担当者ホットライン情報の共有

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上を図ることが必要である。また、車中など避難所以外への避難者への対応を検討する必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。

【指標】

- ・感染症対策物品の備蓄数 マスク 4,000 枚 消毒液 200 パーティション 300 室分

（３） 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

（災害対策本部機能等の強化）

- 訓練などを通じ、職員の参集や応援職員の受入体制、各班相互の連携などを含めて本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画や業務継続計画の見直し、職員への研修、訓練などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 災害対応の拠点となる施設については、非常用電源設備の整備と、燃料供給に関する協定を締結、また、停電時には、被災者に対し庁舎等を開放し、電源の提供に努める必要がある。

（業務継続体制の整備）

- 防災訓練等を通じ業務継続計画の検証を行い、組織全体の業務継続体制を強化する必要がある。

（広域応援・受援体制の整備）

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、応援・受援体制の構築を図る必要がある。

【指標】

- ・業務継続体制の整備

（４） ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

（避難所等への石油燃料供給の確保）

- 、災害時において緊急車両や避難所等への燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油団体との間で協定等を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標】

- ・燃料供給等の協定

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

- 大災害に備え、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地、農業水利施設、畜産施設及び漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

（農水産業の体質強化）

- 経営安定対策や担い手の育成確保のほか、新たな技術の活用など、農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

（食料品の販路拡大）

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大、農水産物の輸出拡大の取組など、食関連産業のさらなる成長につながる取組を推進する必要がある。

（農水産物の産地備蓄の推進）

- 農水産物の長期貯蔵など、農水産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

【指標】

- ・第一次産業の担い手確保
- ・中小企業・小規模企業への支援

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の防災対策、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、非常用発電機の導入や管路の老朽化が著しいことから、計画的な整備・更新を促進する必要がある。
水道施設が被災した場合に備え、応急給水体制の整備を進める必要がある。

（下水道施設等の老朽化対策等）

- 地震時における下水道機能の確保のため、着実な整備が求められる。また、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標】

- ・老朽配水管の更新
- ・水道施設整備事業（浄水場の増強）、非常時応急体制の確立
- ・合併浄化槽設置の促進

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 落石や岩石崩落などの道路防災については、今後も引き続き計画的な整備を行うよう関係機関へ要請する必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、施設毎の個別施設計画に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

【指標】

- ・橋梁の定期的な点検、整備 橋梁長寿命化計画策定済（H25）
- ・舗装個別施設計画の策定
- ・道路付属物個別施設計画の策定

（5） 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

（企業における事業継続体制の強化）

- 胆振東部地震をはじめ、自然災害が頻発・激甚化する中、中小企業の事業継続計画の策定を促進する必要がある。

（被災企業等への金融支援）

- 国や道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を活用するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても推進する必要がある。

【指標】

- ・事業継続計画策定の支援

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

（陸路における物流機能の確保）

- 災害時における円滑な物資輸送について「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」を函館地区トラック協会との間で締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標】

- ・災害時における物資等の緊急輸送に関する協定

(6) 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど有害鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標】

- ・有害鳥獣駆除の実施
- ・森林環境の整備、保全

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物処理体制の整備)

- 震災等の災害発生時の廃棄物処理について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止、早期の復旧・復興を図るため、適正かつ迅速な処理体制を構築する必要がある。

(地籍調査の実施)

- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査の推進を図る必要がある。

【指標】

- 地籍調査の実施

7-2 復旧・復興等を担う人材の不足

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 木古内町建築協会及び木古内町建設業協会と「災害時における応急及び復旧対策に関する協定」を締結しており、大規模災害の発生による、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(建設業の担い手確保)

- 災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

【指標】

- ・災害時における応急及び復旧対策に関する協定
- ・事業継続計画策定の支援

第4章 木古内町強靱化のための施策プログラムの策定

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、木古内町における強靱化施策の取組方針を示す「木古内町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を把握するため、可能な限り指標となる目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

【木古内町強靱化のための施策プログラムの策定一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 一定規模の建築物等については、耐震診断が義務つけられたことなども踏まえ、各種支援制度の周知を図り、耐震化を促進する。
- 多くの住民等が利用する公共施設等について、耐震診断義務付け対象公共建築物の耐震化率は 100%となっているが、戸建住宅等においても耐震化を促進する。

（避難場所等の指定・整備・普及啓発）

- 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、見直しを行い、計画的な整備を促進する。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルの改正を適宜行う。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定を検討する。
- 災害時の避難場所として活用される公共施設等について、個別施設計画を基本とした施設の維持管理を計画的に促進する。

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動などに必要な緊急輸送道路や避難路等について、計画的な整備を推進する。

（防火対策・火災予防）

- 火災予防運動を通じた啓発活動など、関係機関と連携し、火災予防の取組を促進する。

《主な施策・事業》

住宅の耐震化

多数の者が利用する建築物の耐震化

地域防災計画に基づく自主防災組織の立上げ

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

福祉避難所の確保

避難所運営マニュアルの改定

公共施設等総合管理計画の見直し

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害による被害の低減に向け、基礎調査の結果を基に土砂災害警戒区域等の指定やハザードマップの作成を促進するとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。

《主な施策・事業》
ハザードマップ作成・配布事業

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備)

- 津波ハザードマップ及び津波避難計画について、新たな津波浸水想定を基に、現行のハザードマップや避難計画の改訂を促進する。
- 避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、津波避難計画等に基づき整備を促進する。

《主な施策・事業》
ハザードマップ作成・配布事業
避難所表示看板設置事業

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水ハザードマップの作成・更新)

- 想定最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域図を利用し、洪水ハザードマップや水害対応タイムラインの更新、これらを活用した防災訓練等の実施とともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。

(河川改修等の治水対策)

- 河川、排水路の適切な整備により、雨水排水能力の向上と浸水の防止を図る。
- 施設の改良整備や老朽化対策、施設の維持管理を適切に実施し、安全性の確保に努める

《主な施策・事業》
ハザードマップ作成・配布事業

**水防タイムラインの更新
河川浚渫事業等の治水対策**

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民や外国人を含む観光客等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。

(除雪体制の確保)

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。

**《主な施策・事業》
町道除排雪事業**

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 当町が設置する避難所等における防寒対策として、停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を促進する。

**《主な施策・事業》
防災備蓄整備事業**

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化)

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図る。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、町と道を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新等を行い、通信手段の多重化を促進する。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しを行うとともに、各種災害に係る避難勧告等の発令基準の改定を行う。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な市町村防災行政無線の整備とともに、防災等に資する公衆無線LAN機能の整備、北海道防災情報システムとLアラート（災害情報共有システム）の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を促進する。
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。

（高齢者等の要配慮者対策）

- 要介護高齢者や障がい者など災害時の情報収集や避難等に支援が必要な方々に対し、それぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成と、支援に関する具体的な計画の策定など、所要の対策を推進する。

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 地域防災力の向上に向け、自主防災組織の活動・結成を支援する。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

《主な施策・事業》

自主防災組織の結成支援
 防災行政無線更新事業
 防災訓練の定期的な実施

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

（物資供給等に係る連携体制の整備）

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、こうした協定に基づく防災訓練に住民の参加も加えるなど平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される広域防災拠点について、太平洋沿岸等における地震・津波の被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。

(非常用物資の備蓄促進)

- 地域間連携による広域での物資調達等の体制整備に取り組む。
- 民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた市町村の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、啓発活動を強化し、備蓄等の自発的な取組を促進する。

《主な施策・事業》
防災備蓄整備事業

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など防災関係機関の連携を強化し、災害対応の実効性、情報共有体制の整備を進める。

《指 標》
関係機関における担当者ホットライン情報の共有

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、車中など避難所以外への避難者への対応方法を検討する。

(災害時における福祉的支援)

- 福祉関係団体や、関係法人に広く協力を要請し、福祉的対応に係る人的支援を強化する。

《主な施策・事業》
防災備蓄整備事業

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 職員の参集範囲や指揮室各班の業務内容、情報の収集・集約体制・連携方法などを検証し、必要に応じ見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、食料など非常用備蓄を計画的に推進する。また、研修や訓練を通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る。
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な非常用電源設備の整備を促進するとともに、非常用電源が稼働できるような燃料の備蓄と、民間事業者との燃料供給の協定を更新する。また、停電時には、外国人観光客を含む被災者に対し庁舎等を開放するなど電源の提供に努める。

(業務継続体制の整備)

- 防災訓練等を通じ、業務継続計画の実効性の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、応援協定等の効果的な運用方法の検討とともに、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、他自治体との応援・受援体制の構築を図る。

《主な施策・事業》
業務継続体制の整備

4. ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(石油燃料供給の確保)

- 町内業者と締結している「災害時における燃料等の供給協力に関する協定」に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、平時からの情報共有や連携を促進する。

《主な施策・事業》
エネルギー供給事業者との協定締結

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- 平時、災害時を問わず、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地、農業水利施設、畜産施設及び漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。
- 経営安定対策や担い手の育成確保のほか、新たな技術の活用など、農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する。

(食料品の販路拡大)

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食のブランド化や高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。

(農水産物の産地備蓄の推進)

- 農水産物の長期貯蔵など、平時における農水産物の安定供給に加え、大災害時においても農水産物の円滑な供給に資する取組を促進する。

《主な施策・事業》

農業用施設等整備事業

農業経営基盤強化事業

一次産業後継者支援事業

木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援補助金

はこだて和牛ブランド化推進事業補助金

木古内町漁業者チャレンジ応援補助金

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、非常用発電機の導入や老朽化対策等計画的な整備を促進する。
- 水道施設が被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保など応急給水体制の整備を促進する。

(下水道施設等の防災対策)

- 下水道施設等の耐震化、ストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。
- 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

《主な施策・事業》

老朽管更新事業
木古内町浄水場非常用発電機導入事業ほか改築事業
公共下水道整備事業
きこないクリーンセンター改築更新事業
合併処理浄化槽設置費助成事業

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(道路施設の防災対策等)

- 落石や岩石崩落などの道路防災については、関係機関へ今後も引き続き計画的な整備を要請する。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設の点検・診断を行い、適切な維持管理・更新等を実施する。

《主な施策・事業》

橋梁長寿命化事業 対象橋梁 68 橋
道路維持改修事業 管理延長 109 km

5. 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(企業の事業継続体制の強化)

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、中小企業等における「事業継続計画」の策定を促進する。

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。

《主な施策・事業》

事業継続計画策定の支援
木古内町中小企業・小規模企業経営改善等支援補助金
中小企業融資信用保証料・利子補給補助事業

5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

(陸路における物流機能の確保)

- 函館地区トラック協会と締結している「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る。

《主な施策・事業》
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

（森林の整備・保全）

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど有害鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、森林が持つ多面的機能の維持を図る。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《主な施策・事業》
森林環境保全整備事業
有害鳥獣駆除の実施

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 震災等の災害発生時の廃棄物処理について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止、早期の復旧・復興を図るため、適正かつ迅速な処理体制の構築に努める。

（地籍調査の実施）

- 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。

《主な施策・事業》
地籍調査の実施

7-2 復旧・復興等を担う人材の不足や地域コミュニティの崩壊

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、木古内町建築協会及び木古内町建設業協会と「災害時における応急及び復旧対策に関する協定」を締結しており、さらなる連携体制の強化を図る。
- 災害時の復旧・復興に加え、施設の老朽化対策など、平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた事業継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。

《主な施策・事業》

災害時における応急及び復旧対策に関する協定
事業継続計画策定の支援

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和3年から令和7年まで）とする。

また、本計画は、木古内町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

ただし、必要となる事象等が発生した場合には、随時、計画変更を行うものとする。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管課を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、木古内町強靱化のスパイラルアップを図っていく。